

令和4年4月1日

施設使用に関する注意事項

東京都立豊多摩高等学校

都立学校開放事業運営委員会

- 1 正門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。
- 2 学校施設使用当日、団体責任者は使用承認書を管理指導員に提示し、確認を受けてください。
- 3 使用許可時間は準備から後始末の時間を含みますので、使用時間を厳守してください。

※使用時間

午前 9:00～13:00 午後 13:00～17:00

- 4 自動車での来校は原則として禁止します。
- 5 自転車は指定された場所に置いてください。
- 6 更衣室は用意されておりません。
- 7 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁とします。第2グラウンド、ランニングコース、テニスコート等には立ち入らないでください。
- 8 使用中にボール等が防球ネットを飛び越えないように注意してください。
- 9 使用中に学校の施設・設備等を破損したときは、翌開庁日に管理指導員から学校へ連絡してください。
- 10 活動中は近隣住民の方に騒音等の迷惑をかけないように注意してください。
近隣住宅等に損害を与えた場合は各団体で対応し、管理指導日誌に記録してください。
- 11 使用者の事故、金品の破損・盗難等については学校側では責任を負いかねますので、使用団体の責任において処理願います。特に、使用者の傷害保険加入については各団体で対応してください。
- 12 校内での営業行為並びに業者の出入りは禁止します。
- 13 登録団体員以外の方は校内に出入りはできません。
- 14 学校敷地内は全面禁煙です。また、ごみは持ち帰ってください。
- 15 施設使用后、速やかに管理指導日誌を学校へ提出してください。
- 16 別紙「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためのお願い（お知らせ）」の記載事項を遵守してください。